

開催日時：平成17年10月1日(土) 10:00~13:40

場 所：マイドームおおさか 8階 第3研修会議室

出席委員：池淵委員長、高橋委員、中川委員、久委員、堀野委員、増田委員、山下委員

1. 議 題

- (1) 前回議事概要確認
- (2) 二級河川芦田川水系河川整備基本方針について
- (3) 一級河川淀川水系神崎川ブロック河川整備計画について

2. 概 要

- ・二級河川芦田川水系河川整備基本方針について

(まとめ)

二級河川芦田川水系河川整備基本方針について説明した。前回指摘を受けた「治水計画における降雨の考え方の整理」、「河川整備が市街地の住環境向上に寄与することの記述」及び「今後整備計画を検討する上での前提条件となる既存施設の整理」について提示した。今回案に、水質改善に関する将来像と、流出解析諸元を記述に加え、基本方針として関係機関協議を進めることとなった。

(委 員) 資料に「80mm/時間の降雨に対する安全を目指す。」とあるが、80mm/時間対応とは基本高水でカバーできているととらえてよいのか。

(事務局) ピーク時間雨量 80mm の降雨波形の対応は最終形の目標で、大阪府の長期計画目標でもある。

(委 員) 芦田川の将来像の記述の中に、水質改善を含めた環境面に関する内容を積極的に加えるべきではないか。

(事務局) 水質改善を含めた環境面の将来像について記述する。

(委 員) 流出解析について、解析モデルの定数の採用値を記述しておくように。

(事務局) モデル定数は一般値を用い、その妥当性を実績降雨時の状況により検証している。定数の採用値については、資料に追記する。

・一級河川淀川水系神崎川ブロック関連の報告について

(まとめ)

一級河川淀川水系神崎川ブロック関連で、大阪府の水源計画についての検討内容、安威川ダムの利水計画の考え方、環境関係委員会での検討内容について報告した後、神崎川の治水計画について基本とする高水、計画とする高水の設定に関する審議を行い、河川管理者の提示する案が委員会として同意され、今後、治水施設整備の検討を進めることとなった

水源計画について

(委員) 水源決定にあたって、府民負担で判断したとのことであるが、総費用で考えるべきである。複数水源として、危機発生時にメリットがあるとしても、231分の1であり、効果も小さいのではないか。

(事務局) 今後の確保必要量9万m³/日の選択をするにあたり、安威川ダム・紀の川大堰完全撤退も含めて検討した。府民負担の最小化に加えて便益もあることから、安威川ダムで1万m³/日・紀の川大堰で1万m³/日・府工水転用で7万m³/日の組み合わせで水源確保する案を採用した。

(委員) 安威川ダムは淀川水系内にあるので雨の降り方を考えると、複数水源のメリットは少ないのではないかと思う。

(事務局) 危機管理としては、渇水だけではなく水源事故も考えられる。安威川ダムは淀川の油流出などの水質事故に有効である。今回危機対応について検討するにあたっては、地震・水源事故・浄水場事故などケース分けして考えており、その便益は水道事業の費用対効果分析マニュアルに基づいて算定している。

(委員) 複数水源の確保と危機管理としてのメリットを併せた考えの説明があればよいと思う。また、利水安全度という数値で必要量を割り戻して、計画値を算出しているが、この利水安全度とは計画値を算出する根拠として確実な数値なのか。

(事務局) 淀川水系の利水安全度については、近年の流況をふまえ近畿地方整備局の算出したものです。

(委員) 水利権を多めにしておけば、渇水のときでもたくさん水がもらえるのか。降雨が少ないと、無い袖が振れない状態になるのではないか。

(事務局) 現行の淀川における渇水時の取水制限のルールは、過去の取水実績に制限率をかけるというものであるが、国の委員会等では水源開発に汗をかいたものにメリットがあるように制度改正をすべきという意見があり、水利権に制限をかけられた場合に対応できるようにしようと考えている。

(委員) 臨海工業水道水の転用については、すぐにでき、費用面も全然いらなかったのか。

(事務局) 平成15年度末、臨海工業水道企業団の解散時に、大阪府は水利権12万m³/日を水源施設の利用権として買っている。これは今後、フルプランの改定により水利権として確定する。

(委員) 安威川と紀ノ川からの取水2万m³/日の危機時での意味は検証されているのか。今後の府民負担の表において費用の上段は、浄水施設込みの額とのことだが、送水管費用等は別途必要か。

(事務局) 例えば、村野浄水場での水源事故が発生した場合に、安威川は北摂地域に、紀ノ川は南大阪にそれぞれ供給できる水量を考慮して便益を計算している。また、費用については、浄水管の整備費用を含んだものである。

(委員) 危機管理の便益にあげられている事象は、同時発生条件で算出しているのか。

(事務局) 各事象についての便益について、それぞれの生起確率を乗じている。

(委員) 日使用量の予測において、節水機器の普及はどのように算出しているのか。

(事務局) これまでの普及トレンドを参考にしている。

(委員) 水道部経営・事業等評価委員会では、水源確保の効果発現時期の議論はあったのか。

(事務局) 工業用水の転用は早期に出来ることも議論となったが、府民負担の最小化で安威川、紀ノ川、工業用水転用の内訳として1:1:7が妥当との判断となった。

(委員) 最終的には大阪府の判断になるが、河川整備委員会での意見は参考にしていきたい。

利水計画について

(委員) 水文資料として、流量観測値は26年間あるが、利水容量の検討のために、最近20年のデータを対象としているのはなぜか。

(事務局) 利水計画上1/10の利水安全度とは、10年で1番、20年で2番、30年で3番の渇水に対応できる容量を確保することとなる。この手法に対応するために20年データを採用する。

(委員) 杓子定規での判断でなく、近年の流況等を確認した上で20年データの妥当性を示すべき。

(事務局) 整理して回答する。

(委員) P5の環境基準75%値の提示と、P10の流水の清潔の保持のための流量の設定との直接的な関連はないので、資料として添付する必要がないのではないか。

(委員) 水位が確保されても、生物の産卵に適した場所がないと繁殖しない。

(事務局) 必要流量の算定であって、必ずしもこれだけで、生物の生息に十分かは別途検討が必要。

(委員) 維持用水の算出において、農業用に通水した浸透水は伏流水等として河川に戻る扱いになっているのか。

(事務局) 浸透もしくは蒸発した分は河川に返ってきていないという形の計算をしている。

(委員) 必要水深、流速等を検討するにあたり、河床や河道断面についてはこういったデータを用いているのか。現況をきちんと捕らえているか

(事務局) 測量を行った縦横断をもとに検討。検討6区間それぞれに、1または2箇所設定。

(委員) 景観の検討での必要水面幅が川幅の約2割となっているが、都市河川は景観のポイントは流量だが、自然河川は水量だけでなくまわりの樹木の効果も大きい。ただし、河川の景観に対する評価手法の研究蓄積も少ない状況では、実際の検討に際し説明のつく範囲で考えればよいのではないか

環境マスタープランについて

(委員) 十分な審議時間が取れないので、後日、意見交換を行う

治水計画について

(委員) これまで十分に審議をしてきた結果の河川管理者の判断であり、妥当であると思う。

(委員) 中、下流域が大都市のため、上流でダムを作ることが効率的であることは理解する。茨木川合流点上流の流下能力の制限によって、ダムの大きさが決まっているのなら、疑問を感じる。

50mm/時間の降雨への対応が1/10規模の安全度との説明があったが、安威川流域位の流域規模であると、1/50とか1/60とかの降雨に対する安全度があるのではないかと思うが。

(事務局) ダムの容量は23の計画対象降雨毎に、安威川の各地点の流下能力の限界を超えていないことをチェックしている。各ケースの検討の結果、ダムの放流口は昭和42年7月型降雨時における下流の相川地点流量により決定されているものである。

安威川の現況流下能力は実績降雨パターンを1/10確率の日雨量に引き伸ばした降雨の流出に対応できており、また、時間雨量のピークが50mmとなる中央集中型降雨波形に対しても同様に対応できている。

(委員) 基本とする高水については、近年の降雨状況を見るとやむを得ない。

(委員) 実際に大きな被害のあった昭和42年7月型降雨に対応することは重要であると思う。

(委員) 合理式のrに50mm/時間を入れた流量に対する安全度が確保されたことを、50mm対応済みとするなら、神崎川を50mm対応済みということは出来ないのではないか。

(事務局) これまで、時間雨量のピークが50mmとなる中央集中型降雨波形に対しての安全度は確保されていることで、50mm対応済みとも説明してきている。資料での50mm対応の定義を訂正する。

(委員) 河川管理者が示した、基本とする高水(加島基準点2200m³/s、相川基準点1850m³/s)と計画とする高水(加島地点1600m³/s、相川基準点1250m³/s)については、委員会として同意する。

なお、これまでの河川整備委員会での審議における我々の意見は整備計画に反映すること。